

よこし

— おもな内容 —

1. 国土利用計画法 (P1)
2. 農業者年金が大巾増額 (P2)
3. 中国から一時帰国の大森さん (P2)
4. 「初まさり」が新潟県奨励品種に (P3)
5. 公民館結婚式略礼値上げ (P4)
6. 熱戦100余名でボウリング大会 (P4)



餅の季に
今売し、錢のかわる
う中 春風

亀田の市で野菜を売る農家の主婦
(50・1・23撮影)

国土利用計画法

49年12月24日施行 — その特徴

地価安定と

土地の有効利用を

国土利用計画法は、地価の安定と国土の計画的な利用をはかる土地対策の基本となる法律で、昨年十二月二十四日から施行されました。

この法律は、健康で文化的な生活環境とわたしたちが生きていくために必要な産業基盤を築き、豊かな暮らしのできる都市や農村をつくり出していくこととするもので、次の三つの特徴からなっています。

取引に許可の必要も

一、土地利用基本計画を定め、これによって土地の使い方の混乱を防ぐこと。

二、急激な地価の値上りを防ぐとともに、正しく望ましい土地利用をはかるため、土地の取引を規制すること。

三、遊休土地を公共福祉の立場から活用するための手続を定めたこと、等々です。

遊休地の利用勧告

値上りを期待して土地取引が盛んになるとか、地価の上昇が激しくなるとか、またはその危険性があるような地域については、県知事は抜き打ち的に区域及び期間を指定し土地取引について県知事の許可を必要とする規制区域の措置がとれます。

土地取引は届出が必要

一定の広さ以上の土地の売買などの契約(予約のとき、また代金を払って使ったり、借りるときも同じ)をするときは、売る人も買う人(賃借する人も同じ)も、土地の売買などの予定価格や利用目的を書いた届出書を、市町村長を通して県知事に出さなければなりません。

◎届出が必要な面積

- ①市街化区域 二平方メートル以上
- ②その他の都市計画区域 五千平方メートル以上
- ③都市計画区域外 一万平方メートル以上

◎遊休地の利用勧告

昭和四十四年一月一日以降土地取引があり、使われないで遊休している土地で、次の広さ以上の土地は早く利用するように勧告されます。

- ①市街化区域 二平方メートル以上
- ②その他の都市計画区域 五千平方メートル以上
- ③都市計画区域外 一万平方メートル以上

以上が国土利用計画法のあらましですが、法律の詳しいことや手続については、次におたずねください。

◎都市計画調整部 土地利用対策課
(電話)〇三〇一五五二番 内線三二二

◎横越村役場企画課
(電話)二二二番

◎都市計画区域外 一万平方メートル以上

橋本 栞

このお正月、松屋先生が突然公民館を訪問されました。久しぶりな小杉の生家へ帰られた津村だということでした。馬場先生はご承知のように小杉出身の竹雲の大家で日暮その他鶴岡藩に常連として出島されておられる有名な方です。公民館へも一昨年「わたづみの詩」という題名の大作を書かれたという話を、話かたまたま村の文化活動におよびました。先生の若い頃には横越村は竹雲をはじめ短歌、俳句などのグループがあって、なかなか活発な活動が展開されていたと非常に楽しいものであったということでした。現在の村の活動状況を見ますと、沈滞しているのか、関心をもちずも時間的余裕がないせいも公民館での文化的活動などを催しても参加者が少なくて、横越村に申訳ないと思ふようなことが多くあります。

俳句の小阿波吟社、民間クラブ、菊花同好会、読書クラブ、柔術等が活躍されているだけのようでもっと外の趣味的活動があってもいいのではないかと感じます。

一つの種族に生きているということは、そのご自身が大変楽しいことで生活が豊かになるものでありましょう。長い将来を考えても大変大切なことだと思えます。年をとってから雇用に生きている生活を送る方は幸です。心算にかかっている生活を目指して今から始られてもいいでしょう。とかく働くことにしか興味を持たないといわれる県民性を脱却することも必要でしょう。

昭和五十年度中に村文化団体協議会を新しくつくりたいとして芸術文化活動が行われようとして、又新しい文化活動の場門が生ずるようになり期待しています。

横越の分野に新しい芽が育つように村民の方々のご協力をお願いいたします。

